震災崩落 建築士に有罪

東京地裁支部 コストコ8人死傷

東日本大震災で大型量販店「コストコ多摩境店」（東京都町田市）の駐車場スロープが崩れ8人が死傷した事故で、業務上過失致死傷罪に問われた1級建築士・高木直喜被告(69)に対し、東京地裁立川支部（阿部浩巳裁判長）は8日、禁錮8カ月執行猶予2年（求刑禁錮1年6カ月）の判決を言い渡した。

東日本大震災によって起きた事故で起訴された初めてのケースで、震災による建物被害で刑事責任が問われるのは異例。高木被告は控訴する意向を示した。

判決によると、高木被告は前任者がつくった設計図を直す形で構造設計を担当。スロープと店舗建物が接する「つなぎ目」を鋼板からコンクリートの床に変えて強度を高める前提で、店舗建物とスロープを耐震強度が異なる構造に設計した。だが、このつなぎ目の変更を、他の設計担当者や施工業者に伝える配慮が足りず、鋼板のまま施工されたために、水平方向の揺れの差が生じやすくなり、スロープは震度5弱から5強の揺れで崩落。乗用車3台が下敷きになり、夫婦が死亡、6人が重軽傷を負った。

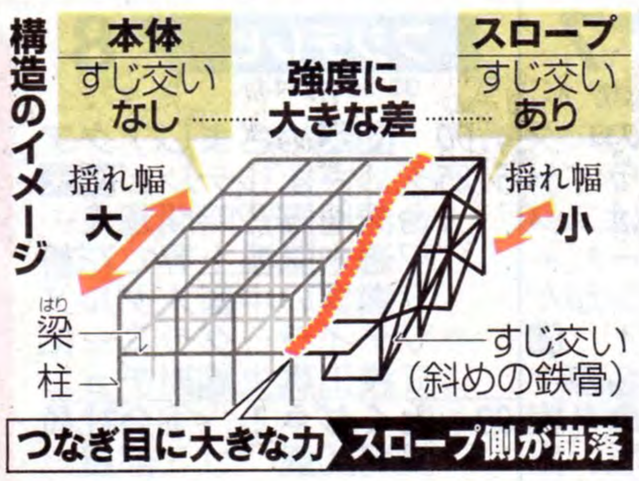

駐車場のスロープが倒壊したコストコ多摩境店＝2011年3月11日夜、東京都町田市

■東日本大震災の直後に起きた事故での検察の処分

- 東京電力福島第一原発事故で、東電元幹部らが不起訴に（元会長ら3人は検察審査会での起訴議決を受け、強制起訴へ）
- 盛岡市のデパートのガス爆発で1人が死亡した事故で、ガス会社員ら3人が不起訴に
- 東京都千代田区で「九段会館」の天井が崩落し2人が死亡した事故で、当時の支配人ら2人が不起訴に

「前任設計者 被告より責任」

阿部裁判長は、起訴されなかった他の設計者らについて異例の言及をした。

「業務上の注意を怠って事故を引き起こした責任がある」。特に、高木被告の前任の設計者について、「被告よりも責任は相当大きい」と述べた。

この前任者ら3人も書類送検されたが、東京地検は嫌疑不十分とした。高木被告の弁護人の智口（ちぐち）成市弁護士は「不十分な捜査だったことを示す異例の内容だ」と指摘した。一方、ある検察幹部は「判断が難しい事故だったが、構造設計の誤りが事故原因である以上、最終的な設計責任者である被告に刑事責任があるのは当然だ」と反論した。

ゼネコンで現場所長の経験を持つ三原斉（ひとし）・ものつくり大教授（建築生産）は、「事故は被告だけの責任とは言えない」と指摘。通常、施工者は図面に不明な点があれば設計者に問い合わせ、あいまいな点を残さない。「施工者を含め、なぜ誰も指摘できなかったのか」と語る。

東日本大震災では、刑事責任を問う難しさが浮き彫りになっている。

業務上過失致死事件に詳しい元検事の高井康行弁護士は「同じ建物でも、震度7の揺れだったら因果関係の立証は厳しかったが、東京では震度5強程度の揺れだったことなど、立証の条件がそろった。ただ、判決が起訴されていない関係者の責任を指摘するのは、踏み込みすぎだと感じる」と話した。（坂本進）

遺族「納得できない」

亡くなった長沢鍥一さん＝友人の門野進一さん提供

亡くなった長沢鍥一（えい）さん（当時74）と妻洋子さん(同66)の長男(47)は判決を傍聴した後、「求刑通りの判決ではなく、納得できない」と話した。

鍥一さんの友人で、大学のワンダーフォーゲル部の同期だった門野進一さん(78)は、何度も法廷に通った。鍥一さんはムードメーカー的存在だったといい、「場が沈んでいると、冗談を言って誰よりも先に笑っていた」と振り返る。

長く家族ぐるみの付き合いが続いた。進一さんの妻豊子さん(70)は、洋子さんについて「穏やかで人当たりも良く、仲むつまじい夫婦でした」と話した。（多田晃子）